

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	吹田市介護老人保健施設の利用料金の減免
根拠条例等の名称・根拠条項	吹田市介護老人保健施設条例第3条、第10条 吹田市介護老人保健施設条例施行規則第14条第1項、第2項
所管部室課名	福祉部高齢福祉室
審査基準	<p>▼吹田市介護老人保健施設条例 (事業)</p> <p>第3条 吹田市介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 法第8条第28項に規定する介護保健施設サービスを行うこと。</p> <p>(2) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を行うこと。</p> <p>(3) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションを行うこと。</p> <p>(4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション及び法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを行うこと。</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事業</p> <p>(利用料金の減額又は免除)</p> <p>第10条 利用料金は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。</p> <p>▼吹田市介護老人保健施設条例施行規則 (利用料金の減額又は免除)</p> <p>第14条 条例第10条の規定により利用料金（日常生活に要する費用の額（前条各項に規定する規則で定める額をいう。以下同じ。）に係る部分を除く。）を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。ただし、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事業のため介護老人保健施設を利用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる場合は、免除とする。</p> <p>ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者が利用する場合</p> <p>イ その他市長が特に必要があると認める場合</p> <p>(2) 減額を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、市町村民税（特別区</p>

	<p>民税を含むものとし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であって、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「昭和 60 年国民年金等改正法」という。）附則第 32 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和 60 年国民年金等改正法第 1 条の規定による改正前の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有しているものが利用する場合 利用料金の 5 割</p> <p>イ 市町村民税世帯非課税者（アに該当する者を除く。）が利用する場合 利用料金の 2 割 5 分</p> <p>ウ その他市長が必要があると認める場合 市長が別に定める割合</p> <p>2 条例第 10 条の規定により利用料金（日常生活に要する費用の額に係る部分に限る。）の減額を行う場合及びその割合は、市長が別に定める。</p>		
標準処理期間等	事案に応じて異なる		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	福祉部高齢福祉室	事案に応じて異なる
	審議機関	福祉部高齢福祉室	事案に応じて異なる
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最近改正年月日	—		